

令和5年第4回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和5年4月28日（金）午後2時00分

場 所 白河市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（17名）

欠席農業委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（15名）

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

◎開 会

事務局長 それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和５年第４回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第３条関係が７件、農地法第５条関係が３件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が２７件、合わせて３７件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後２時００分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第１５条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第１号

会 長 議事に入ります。

議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 それでは、２ページをご覧ください。

議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について。農地法第３条第１項の規定による申請があったので、農地法第２項の規定により審議するものとする。令和５年４月２８日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、３ページをご覧ください。

農地法第３条についてご説明いたします。

【その１からその７朗読】

次のその６とその７の案件につきましては、この後説明いたします農地法第５条その２とその３と関連しております。

以上、その１からその７までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第３条その１について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る４月２１日に委員と現地調査を行いました。

譲渡人、譲受人とお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の申請による周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。皆様のご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その１について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その２について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る４月２２日、委員と現地調査を行いました。また、譲渡人、譲受人とも後日、現地でお会いし、申請内容を確認いたしました。双方とも申請内容については間違いのないことでした。今回の所有権の移転に伴う周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。皆様のご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その２について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その３について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る４月２２日に有賀委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についての聞き取りし、双方とも申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特にないと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

続きまして、農地法第３条その４について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、4月25日、委員と現地調査を行いました。譲渡人は高齢につき、代理人に4月25日にお会いし、申請内容について確認しました。譲受人には4月24日にお会いして、申請内容について確認しました。双方とも申請内容に間違いのないことです。特に問題ないと思います。皆さんの審議よろしくをお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請につきまして、去る4月22日の日に委員と現地調査を行いました。また、譲渡人、譲受人とも当日現地でお会いし、申請内容を確認しました。双方とも申請内容については間違いのないことでした。今回の所有権の移転に伴う周辺農地への影響については、特に問題ないと思われるので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、23日に委員と譲渡人の代理人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りしましたが、申請内容に問題ないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないものと思われます。

皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、23日に委員と譲渡人の代理人、譲受人ですが、連絡先は管理会社の方でよろしくをお願いしますとのことですので、現地調査はその方と行いました。

申請内容について聞き取りましたが、間違いのないことでした。また、周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 それでは、6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和5年4月28日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、7ページをご覧ください。

農地法第5条その1についてご説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る4月22日に委員と現地調査を行いました。譲渡人には電話で確認しました。また、同日、譲渡人の同居人である娘さん夫婦立会い、それから、譲受人にも同日、現地でお会いして、申請内容を確認しました。双方とも申請の内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われれます。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、12ページをご覧ください。

農地法第5条その2についてご説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

当申請地は、農地法施行規則第29条第1項により、所有者より農業用施設(温室)の届出が
出されておりますが、事業計画の拡大を図るため、事業承継での事業計画変更が同時に申
請されております。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、23日に委員と設定人の代理人、被設定人立会いの下、現地調
査を行いました。申請内容について聞き取りましたが、申請内容に間違いはないということです。
今回の申請による周辺農地への影響は特に問題はないと思われます。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、17ページをご覧ください。

農地法第5条その3についてご説明申し上げます。

【その3朗読】

当該申請地は、農地法施行規則第29条第1項により、所有者より農業用施設、温室の設置
の届出が提出されておりますが、事業の拡大を図るため、事業継承での事業計画変更が同時
に申請されております。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、23日に委員と設定人の代理人、被設定人が、連絡先は管理合同会社の方でお願いしますとのことなので、その方と現地調査を行いました。申請内容について聞き取りましたが、申請内容に間違いはないということです。申請内容による周辺農地への影響は特に問題はないと思われます。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 それでは、22ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和5年4月28日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 ただいま議題となっております第1号から第27号については、承認事項でありますので一括審議といたします。

第1号から第27号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第1号から第27号について原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 それでは、これをもちまして、令和５年第４回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後３時３０分)
